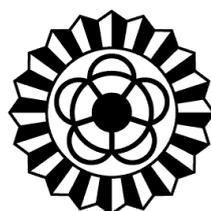


大阪府内の地方議会における
府民の政治参画の推進に関する年次報告書

(令和5年度)



令和6年5月

大阪府議会

目 次

1	本年代報告書について	1
2	「大阪府 議会ハラスメント専門相談窓口」相対対応状況 ..	1
3	研修の実施状況	4
4	啓発・人材の育成等に資する施策の実施状況	4
5	市町村議会との連携	6

<参 考>

- ・ 執行機関の主な取組み例
- ・ 大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例について

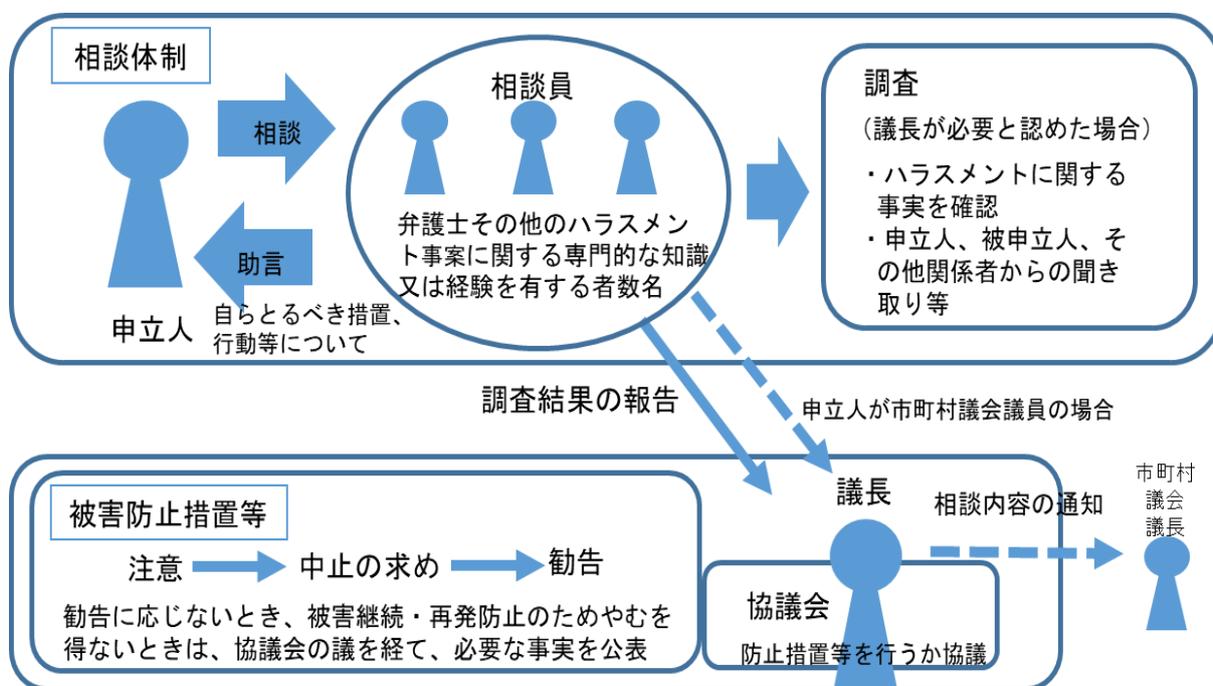
1. 本年次報告書について

大阪府議会では、府内全ての地方議会に関する議員によるハラスメント、議員や議員になろうとする者に対するハラスメントを根絶し、府内の地方議会における府民の政治参画を推進することを目指し、「大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例」を令和5年2月定例会において制定しました。

本年次報告書は、条例第14条に基づき、令和5年度における「大阪府 議会ハラスメント専門相談窓口」相談対応状況、研修の実施状況、啓発・人材の育成等に資する施策の実施状況、市町村議会との連携の状況についてとりまとめたものです。

2. 「大阪府 議会ハラスメント専門相談窓口」相談対応状況

(参考) 相談対応の流れ



(1) 令和4年度 (令和5年3月24日～令和5年3月31日)

- ・令和4年度の相談件数は、0件でした。

(2) 令和5年度 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

①相談、調査及び被害防止措置等の対応件数

相談・助言	対 応					
	調 査	被害防止措置等	内 訳			
			注意喚起	中止の求め	勸 告	公 表
4件	1件 (3人)	0件	0件	0件	0件	0件

②相談の種別

相 談	内 訳			
	パワハラ	セクハラ	マタハラ	その他
4件	3件	0件	0件	1件

③申立人及び被申立人の種別

		被申立人					計
		府議会議員	府議会議員になろうとする者	市町村議会議員	市町村議会	府民その他	
申立人	府議会議員	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	府議会議員になろうとする者	0件	0件	0件	0件	1件	1件
	市町村議会議員	0件	0件	0件	0件	3件	3件
	市町村議会	0件	0件	0件	0件	0件	0件
計		0件	0件	0件	0件	4件	4件

④月別の相談及び調査の件数については、以下をご覧ください。

⇒ https://www.pref.osaka.lg.jp/gikai_giji/oshirase/r5gikaiharassment.html

⑤事案の概要

(事案1)

相 談	<ul style="list-style-type: none"> 選挙期間中に、被申立人から申立人（府議会議員になろうとする者）に対し、「公営掲示板のポスターを撤去しなければ公職選挙法違反で訴える」旨の連絡があった。
対 応	<p>【調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事実確認のため、申立人、被申立人及び関係人に対して聞き取り調査を実施した。 調査の結果、被申立人の行為は、申立人に関する疑義をただすものであり、本事案はハラスメントに該当しないと判断した。 <p>【助言】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事案は申立人の人格を否定したり侮辱するものではなく、ハラスメントに該当しないことを申立人に説明し、自らの主張に正当性があれば静観しておくことや、その正当性について主張することもできたのではないか、と助言した。

(事案2)

相 談	<ul style="list-style-type: none"> 申立人（市町村議会議員）は、役所の職員に対して感情的に怒鳴ってしまい謝罪したが、役所より、ハラスメントに該当するとの指摘を受けた。自身の行為がハラスメントに該当するかどうか確認したい。
対 応	<p>【助言】</p> <ul style="list-style-type: none"> パワハラ例として、「優越的な関係を背景にし、人格否定や必要以上に長時間叱責、大声で威圧的な叱責等を繰り返し行う」を紹介するとともに、ハラスメントに該当するかどうかを判断するのは所属組織であることを説明した上で、反省謝罪をして同じことを繰り返さないよう助言した。

(事案3)

相 談	<ul style="list-style-type: none"> 有権者からの陳情の内容がエスカレートし、申立人（市町村議会議員）に対して長文のメールを送り続けてくるなど、対応に苦慮している。
対 応	<p>【助言】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後のために記録をとることを助言した。

(事案4)

相 談	<ul style="list-style-type: none"> 申立人（市町村議会議員）が要望受けのため被申立人と面談したところ、許可なく動画を撮影され、インターネット上で配信され、当該動画の中で「税金泥棒」などと誹謗中傷された。
対 応	<p>【助言】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申立人の同意がない動画撮影であったため、弁護士や警察に相談する方法があると助言した。 <p>【市町村議会議長への通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申立人の承諾の下、当該市町村議会議長宛て、本事案について通知した。

3. 研修の実施状況

- ・ 条例第6条に基づき、府内の地方議会における府民の政治参画の推進に寄与するため、府議会議員を対象として、議会におけるハラスメントに関する研修を以下のとおり実施しました。

日 時	令和6年2月21日(水) 14時15分～15時15分
講 師	太田 雅幸氏（弁護士）
テ ー マ	大阪府議会議員研修 ～府内の地方議会に関するハラスメントの根絶を目指して～ ◇第1部－府内の地方議会に関するハラスメント（内閣府男女共同参画局「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究」令和2年）の報告） ◇第2部－議員による職員に対するハラスメント報道事例等 ◇第3部－パワーハラスメントの要因
実 施 手 法	オンラインにより実施（府議会議員は、議場の各議席で受講）

※条例第13条に基づき、府内の市町村議会と連携して研修を実施するため、市町村議会に対しては、後日、録画配信を実施（「4. 市町村議会との連携」を参照）。

4. 啓発・人材の育成等に資する施策の実施状況

（1）大阪府議会出前授業

- ・ 「府民に開かれた議会」をより一層進める取組みとして、未来の大阪を担う若者が府議会活動について理解を深め、政治への関心や参加意識の高揚につなげていただけるよう、高校生等を対象に「大阪府議会出前授業」を実施しました。
- ・ 令和5年度の開催状況は以下のとおりです。

回	実施日	開催場所	参加人数
第1回	令和5年 8月28日(月)	昇陽高等学校	62人
第2回	令和5年 9月 8日(金)	大阪府立大阪南視覚支援学校	7人
第3回	令和5年12月22日(金)	大阪府立水都国際中学校・高等学校	52人
第4回	令和6年 1月26日(金)	大阪府立工芸高等学校(定時制の課程)	22人

【開催内容】大阪府立大阪南視覚支援学校 の例

4名の府議会議員が出席し、高等部1年生から3年生の生徒7名を対象に、大阪府議会の役割と仕組み、生徒のみなさんに関する条例の紹介や政治に関心を持つことや政治参加の重要性などの講義を行うとともに、政治や選挙に対する参加意欲向上を図るため、「模擬投票の体験」を実施しました。また、生徒間でのグループワークや生徒が府議会議員に直接質問を行うなどの意見交換を実施しました。

意見交換では、生徒から議員に対し「消費税が100%になったらどうしますか」「プライベートで旅行に行ったりしていますか」などの質問が寄せられ、議員はわかりやすく、丁寧に説明を行いました。



【開催内容】大阪府立水都国際中学校・高等学校 の例

4名の府議会議員が出席し、中学1年生から高校3年生の生徒52名を対象に、大阪府議会の役割と仕組み、生徒のみなさんに関する条例の紹介や政治に関心を持つことや政治参加の重要性などの講義や、「生徒発表による政策提案」を実施するとともに、生徒が府議会議員に直接質問を行うなどの意見交換を実施しました。

意見交換では、生徒から議員に対し「議員になるメリットはなんですか」「議員の定数はなぜ79人なんですか」などの質問が寄せられ、議員はわかりやすく、丁寧に説明を行いました。



(2) キッズ大阪府議会

- ・府内小学校（国公立・私立を問わず）高学年の校外学習向けに、議場での実地学習などの体験型校外学習プログラムを実施しました。
- ・令和5年度の開催状況は以下のとおりです。

回	実施日	参加校	参加人数
第1回	令和5年 6月19日(月)	吹田市立高野台小学校	45人
第2回	令和5年 6月27日(火)	門真市立古川橋小学校	36人
第3回	令和5年11月 7日(火)	大阪市立千本小学校	59人
第4回	令和6年 1月19日(金)	大阪市立茨田南小学校	75人
第5回	令和6年 1月26日(金)	関西学院大阪インターナショナルスクール	26人
第6回	令和6年 2月16日(金)	四天王寺小学校	42人

【開催内容】吹田市立高野台小学校 の例

6年生を対象に府議会の仕組みや役割について説明を行うとともに、「運動場の開閉式ドーム化」をテーマに模擬議会を実施しました。



(3) 議場一般見学

- ・「府民に開かれた議会」をさらに推進するため、議場の一般見学を実施しました。(令和5年度は計6回(各回15名))

(4) 府議会SNSの活用等

- ・条例の趣旨について広く府民に周知し、その理解を深めてもらうため、府議会ホームページ内に「府民の政治参画の推進」ページを新設しました。
https://www.pref.osaka.lg.jp/gikai_giji/kaikaku/seijisannkaku.html
- ・「府議会X(旧Twitter)」及び「府議会Facebook」を活用し、条例及び上記ホームページについて、府民への周知を行いました。

5. 市町村議会との連携

(1) 議員研修の実施

- ・条例第13条第2項に基づき、市町村議会と連携して、以下のとおり研修を実施しました。

日 時	令和6年3月1日(金)～令和6年9月30日(月)
講 師	太田 雅幸氏(弁護士)
テ ー マ	「議会におけるハラスメントの防止について」
実 施 手 法	・市町村議会議員及び市町村議会事務局職員を対象に、府議会議員に対して実施した研修の動画をYouTubeにて配信。

(2) 政治参画の推進に関する調査

- ・府民の政治参画の推進のための取組みを実施するに当たって参考とするため、府内の全市町村議会を対象に、「政治参画の推進に関する調査」を実施しました。
- ・調査結果の概要は以下のとおりです。

<「政治参画の推進に関する調査」集計結果(令和6年1月末時点)>

■議員の出産(産休を含む)を欠席事由として明記した規定の有無

有	無
42	1

■産前産後期間を明記した規定の有無

有	無
40	3

■休業期間中の報酬の減額規定の有無

有	無	その他
2	38	3

■以下の各欠席事由について明記した規定の有無

	規定有	規定無		
	認めている	運用上認めている	認めていない	過去事例なし
配偶者の出産	39	2	0	2
育児	39	2	0	2
家族の看護	39	2	0	2
家族の介護	38	2	0	3
疾病	40	3	0	0
その他	40	2	0	1

■議員が利用できる保育施設（臨時を含む）の有無

有		今後予定あり	無
人員及び場所	場所のみ		
0	2	0	41

■議員が利用できる授乳室の有無

有		今後予定あり	無
専用の授乳室（常設）	授乳等に必要 な場所の設置等 （臨時含む）		
2	4	0	37

■通称または旧姓の使用

規定有	規定無		
認めている	運用上認めている	認めていない	過去事例なし
10	20	0	13

■住民の政治参画の推進に関する議員研修（議会ハラスメントの防止を除く）の実施

実施している	今後実施予定			実施していない
	令和5年度	令和6年度	時期未定	
2	0	1	4	36

■住民の政治参画のために実施している取組み

- ・市主催の小学生対象の市議会見学時に、各会派から議員が参加し、児童からの質疑応答、グループ学習の補佐を実施
- ・小学校の社会見学を受入れ、議場や議会に関する説明等を実施
- ・「こども議会」の開催
- ・高校生との意見交換会を実施
- ・市民に身近で開かれた議会をめざし、また、議会の活動に市民の方にも参加してもらう取組みとして、議会報告会を開催
- ・「出前議会報告会」を開催
- ・議会活動全般を対象としたプロモーション動画の作成、配信を実施
- ・インターネットによる本会議や委員会のライブ中継、録画配信を実施
- ・議会報の表紙写真の募集
- ・親子傍聴室の整備
- ・議場及び委員会室にUDトーク及びヒアリンググループ（磁気グループ）を導入
- ・女性議員が複数名いる場合、各常任委員会にそれぞれ1名以上所属する旨申合せ

■議会ハラスメントの防止に関する規定（倫理規定等）の有無

有	無
10	33

■議会ハラスメントの防止に関する議員研修の実施

実施している	今後実施予定			実施していない
	令和5年度	令和6年度	時期未定	
14	0	3	5	21

■議会ハラスメントに関する相談窓口の設置

設置している	今後設置する予定	検討中	設置していない
1	0	2	40

■議会ハラスメントの防止のために実施している取組み（議員研修および相談窓口を除く）

- ・大阪府の「議会ハラスメント専門相談窓口」の周知
- ・ハラスメント等を含むコンプライアンスに関する書籍を購入し、全議員に配布
- ・「議会におけるハラスメント防止」をテーマとして実施された議員研修会への出席
- ・政治倫理条例を改正し、「ハラスメント等公序良俗に反する言動又は行為をしないこと」の条項を追加
- ・ハラスメント防止条例の制定

<参考>

・執行機関の主な取組み例

大阪府議会だけでなく、執行機関においても、政治参画への府民の関心及び理解を深める取組みや男女共同参画を推進するための取組みを実施しています。

■政治参画への府民の関心や理解を深める取組み

(府立高校における政治的教養を育むための取組み)

- ・教科「公民」や「総合的な探究の時間」の授業等の中で、生徒たちが選挙の具体的な仕組みや公職選挙法等についての知識を身につけ、理解するための指導を行いました。
- ・また生徒による模擬選挙や、「投票率を上げる」というテーマでのグループ討論を行うなど、生徒たちが実践的に学習する機会を設けるとともに、選挙管理委員会等による出前授業等も実施しました。

■男女共同参画を推進するための取組

(「OSAKA女性活躍推進 ドーン de キラリ フェスティバル2023」)

- ・オール大阪で女性活躍推進の機運を醸成するため、産学官等で構成する「OSAKA女性活躍推進会議」と連携のもと、9月のOSAKA女性活躍推進月間中に女性活躍を推進するイベントを府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）において開催しました。

(「ロールモデルに学ぶ！働く女性のキャリアアップ研修」)

- ・働く女性に、他の企業で役員や管理職等として活躍する先輩の話を聞く機会と、他の企業で働く女性との交流会の場を提供し、キャリアアップの意欲の向上を図ることを目的に実施しました。

(「ライフデザインの描き方セミナー」)

- ・生徒、学生などが、自分らしい「働き方・生き方」を考える機会を提供するため、高校や大学等において実施しました。

○男女共同参画に関する取組について、詳しくはこちらをご覧ください。

⇒ <https://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/danjo/index.html>

・大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例について

(1) 条例制定の経過（概要）

○令和4年12月2日（令和4年9月定例会（後半）開会日）

- ・維新が条例案の概要を議長に提出。

○令和4年12月8日

- ・議会運営委員会理事会において、府議会として共同で立案することを決定。

○令和4年12月12日

- ・議会運営委員会において、条文案の調整等を政務調査委員会に委任。

○令和4年12月12日～令和5年2月6日

- ・政務調査委員会において、閉会中も含め合計7回に渡って会議を開催し、条文案を協議。

- ・また、令和5年1月23日～同月31日まで、府内の市町村議会に対して意見照会を実施（市町村議会からは、26項目・61件の意見が寄せられた）。

※市町村議会からの意見及びそれに対する府議会の考え方については、こちらをご覧ください。⇒https://www.pref.osaka.lg.jp/gikai_somu/0405outline/seimuchosa0206.html

○令和5年2月15日

- ・議会運営委員会において、政務調査委員会での調整結果を報告。

○令和5年2月22日（令和5年2月定例会（開会日））

- ・条例案が議案として上程され、可決・成立。

(2) 大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例

(前文)

政治分野における男女共同参画の推進は、政治に多様な民意を反映させる観点から極めて重要である。諸外国では政治分野における女性の参画が進んでいるが、我が国ではいまだ政治の場に女性の数は少なく、諸外国との格差は広がるばかりである。

そのような中、性別を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備等が必要であるとして、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）が改正されるとともに、国の実態調査において、様々な形のハラスメント行為が、公平な政治参画への機会を阻害している実態が示された。

とりわけ地方議会にとっては、政治に多様な民意を反映させる観点から、公平な政治参画への機会を確保することは極めて重要であり、早期の環境整備が必要である。

このような理解の下に、府内全ての地方議会に関する議員によるハラスメント又は議員若しくは議員になろうとする者に対するハラスメントを根絶し、府内の地方議会における府民の政治参画を推進することを目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法が保障する基本的人権の尊重、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律等の趣旨等を踏まえ、府内全ての地方議会に関する議員によるハラスメント又は議員若しくは議員になろうとする者に対するハラスメント（以下「府内の地方議会に関するハラスメント」という。）を根絶するため必要な事項を定めること等により、政治分野における男女共同参画の推進を図り、もって府内の地方議会における府民の政治参画の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 議会、職場又は地域における優越的な関係を背景とした言動であって、議会活動、議員活動又は選挙活動（準備活動を含む。）その他の政治活動（以下「政治活動等」という。）の上必要かつ相当な範囲を超え、当該言動の相手とされた者（以下「相手方」という。）の政治活動等の環境を害するもの
- 二 政治活動等における性的な言動であって、相手方がその対応により政治活動等において不利益を受ける等、相手方の政治活動等の環境を害するもの
- 三 政治活動等における妊娠又は出産に関する言動であって、相手方の政治活動等の環境を害するもの
- 四 その他前各号に類する相手方に対する^{ひぼう}誹謗中傷、事実に反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であって、日本国憲法が保障する思想の自由、表現の自由等に配慮しても、なお、一般に許される限度を超え、身体的若しくは精神的な苦痛を与え、相手方の政治活動等の環境を害するもの

2 この条例において「地方議会」とは、普通地方公共団体の議会をいう。

3 この条例において「府議会議員になろうとする者」とは、大阪府議会議員選挙において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第1項の届出をした大阪府議会議員（以下「府議会議員」という。）の候補者及び府議会議員の候補者となろうとする者をいう。

(府議会議員等の責務)

第3条 府議会議員及び府議会議員になろうとする者は、公職に参画し、又は参画しようとする者として高い倫理観が求められること及びハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、基本的人権を侵害する行為であることを自覚し、政治活動等における自らの言動を厳しく律しなければならない。

2 府議会議員及び府議会議員になろうとする者は、ハラスメントとなる言動を行っている者があるときは、その者に対し当該言動は厳に慎むべきである旨を指摘するよう努める等、率先して大阪府議会（以下「府議会」という。）からハラスメントを根絶するよう取り組むものとする。

3 府議会議員は、府民全体の奉仕者としての立場を自覚し、常に、かつ、何人に対しても前2項の規定に準じた行動に努めるものとする。

(府民の責務)

第4条 府民は、政治分野における男女共同参画の推進について理解を深めるとともに、府内の地方議会に関するハラスメントの根絶に協力するよう努めるものとする。

(啓発)

第5条 大阪府議会議長（以下「議長」という。）は、府内の地方議会における政治参画への府民の関心及び理解を深めるため、この条例の趣旨の府民への啓発に努めるものとする。

(研修等)

第6条 府議会において、府議会議員の政治活動等に関してハラスメント事案が発生することを防止し、府議会からハラスメントを根絶するため、府議会議員、大阪府議会事務局の職員その他議長が必要と認める者に対する研修を実施するものとする。

2 議長は、ハラスメントに関する情報の収集、整理及び分析に努め、その成果を前項の研修に活用するものとする。

(人材の育成等)

第7条 議長は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、地方議会の活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備)

第8条 議長は、弁護士その他のハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者を相談員とする窓口を、別に定めるところにより設置する。

2 府議会議員又は府議会議員になろうとする者であってハラスメントによる被害を申し立てるもの（以下「申立人」という。）は、議長が別に定めるところにより、相談員に対し、当該ハラスメントによる被害の継続又は再発を防止するための措置（以下「被害防止措置」という。）その他当該ハラスメントに関する相談を行うことができる。

(相談事案への対応)

第9条 前条第2項の規定による相談を受けた相談員は、当該ハラスメントに関する事実を確認するため、申立人、申立人がハラスメントを行ったとする者（以下「被申立人」という。）その他関係者からの聞き取り等、必要な調査を行うことができる。

2 相談員は、前項に規定する調査を行おうとするときは、あらかじめ議長の承認を得なければならない。

3 第1項の規定による調査の結果、当該ハラスメントに関し府議会による被害防止措置が必要と相談員が認める場合において申立人が求めるときは、当該相談員は議長にその旨を報告するものとする。

4 相談員は、受けた相談が前項の規定に該当しないとき、又は第1項の規定による調査の必要がないと認めるときは、申立人に対し申立人が自らとるべき措置、行動等について助言するものとする。

- 5 第3項の規定による報告を受けた議長は、必要に応じ、他の相談員その他の者の意見を求めることができる。
- 6 相談員は、相談の受付及び対応の状況について、議長に報告するものとする。
- 7 議長は、本条の規定に基づく相談員の業務遂行の自由を保障し、相談員は、当該相談事案に関する秘密を厳守するとともに、相談に関する業務を行うに当たっては、申立人及び被申立人の名誉、プライバシーその他の人権の尊重について慎重に配慮しなければならない。
- 8 相談員は、本条の規定に基づく業務を行うに当たっては、あらゆる政党及び会派並びに議員その他の関係者の干渉又は影響を排し、中立かつ公平に当該業務を行わなければならない。

(調査協力義務)

第10条 前条第一項の規定により相談員が相談事案に関する調査を行うときは、当該事案の申立人、被申立人及び調査の対象となった関係者は、これに協力するよう努めなければならない。

(相談事案関係者の義務)

- 第11条** 申立人、被申立人及び相談員その他の第8条第2項の規定による相談に関わる者は、申立人又は被申立人の利益を不当に侵害しないため、同項の規定による相談を行い、又は相談が行われている旨、相談員の発言その他相談内容に関する事項を公にしてはならない。
- 2 前項の規定に反し、同項に規定する事項が正当な理由なく公になったときは、議長は、当該事案に関し中立かつ公平な観点から確認した事実及び公にされた事項のうち事実と反するものを公表し、又は当該相談業務を中止し、若しくは停止する等、申立人の意向を確認した相談員の意見を踏まえ、申立人又は被申立人の正当な利益を守るために必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 申立人、被申立人及び相談員を除く第8条第2項の規定による相談に関わる者は、相談事案に関し相談員を介さず直接交渉し、又は申立人若しくは被申立人を威迫する等、相談員の業務の公正な遂行を妨げる行為をしてはならない。

(被害防止措置等)

- 第12条** 議長は、第9条第3項の規定による相談員の報告又は同条第5項の規定による他の相談員その他の者の意見を踏まえ、当該ハラスメントに関し府議会による対応が必要と認めるときは、被申立人に対し、注意を喚起し、ハラスメントをしないよう求め、又は勧告する等の被害防止措置を講ずるものとする。この場合において、議長は、あらかじめ、議長、副議長及び議会運営委員の所属する各会派から推薦された議員各1名により構成される協議会（以下「協議会」という。）の議を経なければならない。
- 2 議長は、被申立人が前項の規定による勧告に応じないときその他ハラスメント被害の継続又は再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、協議会の議を経て、相談の内容、調査結果及び前項の措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。

- 3 議長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

(市町村議会との連携)

第13条 議長は、府内の地方議会に関するハラスメントを根絶するため、府内市町村議会に関するハラスメント根絶のための活動の支援、協働その他の府内市町村議会との連携に取り組むものとする。

- 2 議長は、前項の規定の趣旨を踏まえ、府内市町村議会の議員及び事務局職員の誰もが参加できる研修を府内市町村議会と連携して実施するよう努めるものとする。
- 3 議長は、第1項の規定の趣旨を踏まえ、府内市町村議会に関するハラスメントについても、当該市町村議会議員又は当該市町村議会から相談員に対し相談があった場合には、当該相談員に当該事案に関する調査を行わせ、及び当該相談者その他当該市町村議会の関係者に対する必要な助言を行わせることができる。
- 4 議長は、市町村議会議員から相談があった旨の報告を相談員から受けたときは、当該市町村議会議員の承諾の下に当該市町村議会の議長にその内容を通知するものとする。
- 5 第10条の規定は、第3項の規定に基づく調査に準用する。

(取組状況の公表)

第14条 議長は、実施した研修、相談の受付及び対応の状況、府議会議員及び府議会議員になろうとする者並びに府民がそれぞれその責務を果たす上で参考とすべき事例等、この条例に基づく取組の状況を随時公表するものとする。

(議長の職務代行)

第15条 議長が申立人又は被申立人となったときは、副議長が議長の職務を行う。

(協議会の構成員の除斥)

第16条 議長、副議長その他の協議会の構成員は、申立人又は被申立人となった場合においては、その議事に参与することができない。ただし、協議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年3月1日から施行する。ただし、第8条第2項及び第9条から第16条までの規定は、令和5年3月24日から施行する。

(この条例の見直し)

- 2 議会は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の規定内容について検討を加え、その結果に基づいて、この条例の見直しを行うものとする。